

○NHK

日航側の不当労働行為を認定 8月3日 17時13分

日本航空の経営再建を巡って、一部の労働組合がストライキを行おうとした際に、会社の管財人が「経営の再建に支障が出るので、ストライキを行うなら、会社への出資を取りやめる」と伝えたことについて、東京都労働委員会は、組合活動を妨げる不当労働行為に当たると認定しました。

日本航空グループのパイロットと客室乗務員でつくる2つの労働組合は、会社側の整理解雇に反対して、去年11月にストライキを行おうとしたところ、会社の管財人から「ストライキが行われると経営再建に支障が出るので、ストライキを行うなら、再建を支援するための3500億円に上る公的資金の出資を取りやめる」と伝えられました。このため2つの労働組合は、ストライキを見送ったうえで、東京都労働委員会に不当労働行為の申し立てを行っていました。これについて東京都労働委員会は「組合員に対する威嚇的な発言であり、組合活動を妨げる不当労働行為に当たる」と認定し、日本航空に対し、組合側に謝罪文を提出するよう命じました。日本航空の整理解雇を巡っては、対象となった165人の社員のうち148人が、解雇の無効を求めて裁判所に訴えています。

○読売新聞

東京都労働委員会は3日、日本航空の管財人だった企業再生支援機構の発言を不当労働行為と認め、日航に同様の行為を繰り返さないとした文書の掲示などを命じた。救済を申し立てたのは、日航のパイロットや客室乗務員らで組織する「日本航空乗員組合」と「日本航空キャビンクルーユニオン」。

命令書によると、2労組は昨年11月、整理解雇の撤回を求めるストライキ権を確立しようと組合員による一般投票を実施した。その際、同機構の担当者らが労組との折衝の場で「争議権が確立されれば、予定されている3500億円の出資はしない」などと発言し、威嚇的效果を与えたとした。日航は「主張が理解されなかったことは誠に残念。早急に対応を検討したい」とコメントした。(2011年8月3日21時38分 読売新聞)

○朝日新聞 8月3日

日航の再生機構、労組に威嚇的発言 都労委が救済命令

東京都労働委員会は3日、日本航空の管財人だった企業再生支援機構が同社の2つの労働組合に対し不当労働行為をしたとして、日航に救済措置を命じた。

労組は、日本航空乗員組合と日本航空キャビンクルーユニオン。命令書によると、2労組が整理解雇の撤回を求めるストライキ権確立のための投票を実施していた昨年11月中旬、機構の担当者が労組側に「スト権が確立された場合、予定している出資をしない」などと発言した。

都労委は、発言が労組に威嚇的效果を与え、労組運営に影響を及ぼしたと認定。同機構の支援で会社更生手続きを終えた日航に対し、同様の行為を繰り返さない旨を記載した文書の掲示などを命じた。この決定について、日航は「主張が理解されず残念」、機構は「命令の詳細を把握しておらず、コメントできない」としている。

○時事通信

機構の不当労働行為認定＝日航労組のスト権確立に介入－都労委

日本航空の2労働組合が、同社の管財人を務めた企業再生支援機構などにより、整理解雇の阻止に向けたストライキ権確立を妨害されたとして、東京都労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた事案で、都労委は3日、不当労働行為があったと認定、会社側に謝罪文の掲示などを命じた。

申し立てたのは、副操縦士らでつくる「日本航空乗員組合」と一部の客室乗務員で組織する「日本航空キャビンクルーユニオン（CCU）」。

両労組がスト権確立に向け組合員投票を実施中、機構幹部が「撤回しない限り日航に出資しない」と発言し、投票を妨害したと主張していた。

都労委は「発言は組合員に威嚇的效果を与え、組合の組織運営に影響を及ぼすもので、組合運営に対する介入と言わざるを得ない」と指摘した。(2011/08/03-13:45)

○産経ニュース

「出資できない」発言、日航側の不当労働行為と認定 都労委

2011.8.3 13:27

東京都労働委員会は3日、日航の整理解雇に反対する労働組合のストライキ（争議）権確立の投票期間中、日航の管財人だった企業再生支援機構側が「争議権が確立した場合、出資できない」と発言したのは争議に介入する不当労働行為に当たると認定、命令書を交付した。日航に対して、都労委の認定結果とともに「介入を繰り返さない」との趣旨を記した文書掲示などを命じた。

労組は「日本航空乗員組合」と「日本航空キャビンクルーユニオン」。

命令書によると、2労組は昨年11月、操縦士と客室乗務員の解雇方針に反対し、争議権を確立するため組合員の投票を実施。投票期間中の労使交渉の場で、支援機構側が「争議権が確立した場合、撤回されるまで、3500億円の出資はしない」などと発言した。

2労組は、発言について、「争議権確立に対する恫喝（どうかつ）や威嚇で、明らかな支配介入」として、救済を申し立てていた。